

■手のひら静脈認証規定■

1. 手のひら静脈認証とは

- (1) 手のひら静脈認証とは、当行との取引について預金者本人であることの確認手段の一つとして用いる認証方式で、当行所定の機器、操作及び手続により当行の認められた利用者(以下「利用者」といいます。)の手のひら静脈パターンが記録(記録した手のひら静脈パターンを「手のひら静脈認証データ」といいます。)されたICチップ(名古屋銀行ICキャッシュカード特約に定めるICキャッシュカード上のもの)を当行所定の機器により読み取り、当該利用者の手のひら静脈パターンと照合すること(以下「手のひら静脈認証データの照合」といいます。)により認証を行うものをいいます。
- (2) 手のひら静脈認証データの照合は、当行との取引について当行が預金者本人であることの確認(以下「本人確認」といいます。)手段の一つとして使用するものです。当行が必要と認める場合には、お取引の種類や状況に応じてICキャッシュカードの暗証番号の入力その他の本人であることを確認する手段と併せて使用するものとします。

2. 手のひら静脈認証機能の利用・手のひら静脈認証データの登録等

- (1) 手のひら静脈認証機能の利用にあたっては、ICキャッシュカードにあらかじめ当行所定の機器、操作及び手続により手のひら静脈認証データが記録されている必要があります。
- (2) ICキャッシュカードに新たに手のひら静脈認証データを登録すること、また、登録された手のひら静脈認証データを変更または削除することはできません。

3. 取扱店の範囲等

手のひら静脈認証データの照合は、手のひら静脈認証機能付貸金庫、当行および他金融機関等の手のひら静脈認証データ照合機能付ICキャッシュカード対応現金自動入払兼用機(以下「当行所定の自動機」といいます。)にてお取扱いをします。

4. 手のひら静脈認証データによる本人確認

- (1) 当行所定の自動機、または手のひら静脈認証機能付貸金庫にて手のひら静脈認証データが登録されたICキャッシュカードを使用する場合には、ICキャッシュカードを所定の場所に挿入し、画面等の表示に従い、手のひらを手のひら静脈認証装置にかざしてください。
- (2) 当行はICチップ内に登録された手のひら静脈認証データと手のひら静脈認証装置で読み取られた手のひら静脈データとの同一性が認定され、かつ、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致が確認できた場合に払戻し、または貸金庫の開庫等を行います。
- (3) 手のひら静脈認証データの不一致等により本人確認ができない場合には、手のひら静脈認証機能付ICキャッシュカード対応自動機、または手のひら静脈認証機能付貸金庫を利用することはできません。
- (4) 手のひら静脈認証データを登録済みのICキャッシュカードを手のひら静脈認証機能付ICキャッシュカード対応自動機以外の自動機で利用する場合、または手のひら静脈情報が登録されていないICキャッシュカードを利用する場合は、手のひら静脈認証機能はご利用できません。この場合の本人確認は、「名古屋銀行キャッシュカード規定」第9条の暗証によるのみ行います。

5. 手のひら静脈認証機能が利用できない場合等

手のひら静脈認証機能は、手のひら静脈認証機能付ICキャッシュカード対応自動機、手のひら静脈認証機能付貸金庫等が故障の場合およびその他相応の事由がある場合は、その利用を一時的に停止することがあります。なお、手のひら静脈認証機能付ICキャッシュカード対応自動機、手のひら静脈認証機能付貸金庫等が利用できないことにより損害が生じても、当行に故意または重大な過失がある場合を除いて当行は責任を負いません。

6. カード有効期限切れ・事故・使用不能時等の手続

- (1) 手のひら静脈認証データを登録したICキャッシュカードの有効期限切れ・事故、種類の変更、または使用不能などにより、新しいICキャッシュカードに切り替えた場合、新しいICキャッシュカードに手のひら静脈認証データの登録はできません。
- (2) 本取扱いより生じた損害については、当行は責任を負いません。

7. 解約・利用停止等

- (1) ICキャッシュカードを解約した場合およびICキャッシュカードを発行している口座を解約した場合には、手のひら静脈認証機能はご利用いただけなくなります。
- (2) 名古屋銀行キャッシュカード規定および名古屋銀行ICキャッシュカード特約により、当行がICキャッシュカードの利用を停止した場合には、手のひら静脈認証機能はご利用できなくなります。

8. 規定の適用

この規定に定めのない事項については、普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、振込規定、各定期預金規定、名古屋銀行ICキャッシュカード特約により取扱います。

9. 規定の改定

- (1) この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化等その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。
- (3) また、適用日以降、預金者本人または代理人がカードを利用したときは、変更事項または新規定を承認したものとみなします。

以上

2020年4月1日現在

当行が契約している指定紛争解決機関：一般社団法人全国銀行協会
連絡先：全国銀行協会相談室
電話番号：0570-017109または03-5252-3772

1-04-06